

特別定額給付金（10万円給付） 郵送申請を受け付けています

申請書を発送しました

特別定額給付金の申請書を5月29日に発送しました。6月10日を過ぎても届かない場合は、福祉総務課へお問い合わせください。

申請書は郵送により返送してください

申請書が届いたら、必要事項を記入のうえ、本人確認書類の写し、振込先口座の写しを添え、同封の返信用封筒により返送してください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市役所等への来所は、おやめください。郵送により返送するよう、ご理解とご協力をお願いします。

郵送申請の場合、マイナンバーを記入する必要はありません。また、マイナンバーカードをお持ちでない方も申請できます。

給付金の振り込みをお待ちください

給付金の振り込みについては、各金融機関へ依頼して順次行いますが、2～3週間程度時間がかかることがあります。

問い合わせ 福祉総務課

「新型コロナウイルス対策助け合い基金」を設置しました

市では、5月15日開催の市議会の議決を経て、「新型コロナウイルス対策助け合い基金」を設置しました。この基金は、補正予算による予算の組み替えや寄付金を財源とし、感染症対策や経済対策などに活用していきます。基金への積み立てについては、市のふるさと納税制度を利用できます。皆様のご協力をお願いします。

また、次のとおりマスク等を寄付していただきました。ありがとうございました。

問い合わせ 財政課

マスク等を寄付していただいた方

(令和2年5月15日現在)

企業・団体名	所在地	物品
(公財) 青梅佐藤財団	青梅市	マスク
任春光&KFCトリアスロンクラブ	中国、青梅市	マスク
(株) 豊昇	埼玉県鶴ヶ島市	マスク
(一財) 青梅マラソン財団	青梅市	感染症対策備品
かごしま眼科	青梅市	マスク、ゴーグル

※特に多くの寄付をいただいた方（個人を除く）で、公表を承諾した方のみ（順不同）

吹上しょうぶ公園を閉鎖しています

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、吹上しょうぶ公園（駐車場を含む）を閉鎖しています。また、例年開催の吹上花しょうぶまつりも、中止しています。

開花したハナショウブは、切り花とし、福祉施設等へ寄贈する予定です。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 同公園について…公園緑地課、同まつりについて…商工観光課

市内の飲食店を応援「#青梅エール飯」

「#青梅エール飯」は、市内の飲食店で、テイクアウト（持ち帰り）やデリバリー（出前）により料理等を購入し、料理等の写真や感想をフェイスブック、Instagram、Twitterに投稿することによって、市内の飲食店を応援するプロジェクトです。

応援したい方

フェイスブック等で「青梅エール飯」を検索すると、参加店を調べることができます。テイクアウトやデリバリーにより料理等を購入し、ハッシュタグ「#青梅エール飯」を付けてフェイスブック等に投稿してください。

参加店の方

チラシやショップカードなどのデータを市ホームページからダウンロードできます。ぜひご活用ください。

「#青梅エール飯」テイクアウト・サポート・プロジェクト

参加店の中には、料理等をご自宅へお届けするテイクアウト・サポートを実施している店舗（青梅商工会議所ホームページ・二次元コード参照）があります。

前日までに電話でテイクアウト・サポート実施店舗へ注文すると、翌日の午前11時～午後2時にテイクアウト・サポーターがお届けします。

※同プロジェクトは、青梅商工会議所が実施しています。

主催（特非）にしたま

協賛 青梅信用金庫、JA西東京、西武信用金庫

後援 青梅市、青梅商工会議所、(公社) 青梅法人会、(一社) 青梅市観光協会、(一社) 青梅青年会議所

問い合わせ 市商工観光課

青梅市民13万人のテイクアウトプロジェクト
めし
#青梅エール飯
OME TAKEOUT PROJECT
“美味しい”はコロナに負けない。
※写真はイメージです。
持ち帰ろう、青梅の美味しい飯。
“#青梅エール飯”をつけてSNSに投稿しよう。そこには、あなたの同志達が待っている。

青梅市民の皆様
青梅の飲食店でテイクアウトする。
↓
テイクアウトした料理を写真に撮る。
↓
#青梅エール飯をつけてSNSに投稿!

飲食店の皆様
テイクアウト商品を作る。
↓
テイクアウト商品を写真に撮る。
↓
#青梅エール飯をつけてSNSに投稿!

青梅商工会議所ホームページ「#青梅エール飯」テイクアウト・サポート登録店（随時更新）
<https://www.omecci.jp/news/4096.html>

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ 納税を猶予する特例制度

新型コロナウイルスの影響により事業等にかかる収入に相当の減少があった方は、最大1年間、地方税の納付を猶予することができます。

※担保の提供は不要で、延滞金もかかりません。

※猶予期間内の納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付することも可能です。

対象となる方

個人・法人（規模不問）ともに、次の①②の両方を満たす方

①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること

②一時に納税を行うことが困難であること

※「一時に納税を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも今後半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請する方の状況に配

慮して適切に対応します。

対象となる地方税

令和2年2月1日～3年1月31日に納期限が到来する固定資産税・都市計画税、住民税等すべての税目が対象となります。

すでに納期限が過ぎている未納の地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、さかのぼってこの特例を利用することができます。

申請手続き

関係法令の施行（令和2年4月30日）から2か月後または納期限（申告納付期限が延長された場合は、延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。

申請書については、収入や現預金の状況が分かる資料を添えて提出してください。提出が難しい場合は、口頭で伺います。

問い合わせ 収納課

6月の木曜夜間窓口・日曜納付窓口

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、木曜夜間窓口と日曜納付窓口については、休止となる場合があります。

最新情報は、市ホームページをご覧ください。

木曜夜間窓口

開設日 6月4日、11日、18日、25日

対象課・問い合わせ 市民課、保険年金課、介護保険課、高齢者支援課、障がい者福祉課、子育て推進課、収納課、市民税課、資産税課

日曜納付窓口

日時 6月28日（日）午前9時～午後4時

問い合わせ 収納課収納管理係

6月の納期限（6月30日）

▷市民税・都民税…1期